

が効社束法。てうら容りで、こ果会す律の核さが下あり	きちんと検討されてい の適正手続き問題が
年9月下旬号参照下的ある。 定立ち向かわなけ 知り、職場の権利 が、高等裁判所での たるらない。それが にならな影響をもつ にならない。それが になり、職場の権利 のもなる。 になり になり、たまり になり、 にてて、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	人等の職場の権利闘争ば、全国の国立大学法のままに確定したなら

一日	でわかる	る四地表	の不当	削決
判断要素	■ 高専協議会	■ 福岡教育大	■ 京都大	■高エネ研
	東京地裁 1/21	福岡地裁 1/28	京都地裁 5/7	水戸地裁 支部 7/17
教職員の不利益	勤労意欲を削ぎ かねないほど大	─時的であり 過大視できない	軽微でないが他 法人より小さい	看過できない ほどではない
経営上の 高度の必要性	物件費を削ると 中期目標達成に 支障ありとして 必要性を認定	 単年度赤字 回避の為必要 ・賃下げせねば 国民から非難 	賃下げが公的機 関としての社会 的責任(独法通 則法等を根拠)	国費依存度が高 く国に従わない 対応は困難とし て必要性を認定
内容の相当性 (代償措置等)	賃下げを遅らせ た事が代償措置	国家公務員と同 内容なので相当	賃下げ幅を圧縮 したので相当	国家公務員と同 内容なので相当
組合交渉の状況	法人の交渉態度 を組合が批判し た事を " 交渉行 き詰り " と認定	交付金減額の見 通し不明確なの で説明不足でも やむなしと認定	財務上の理由で の賃下げではな いので経営状態 の説明は不要	数回交渉したの で充分と認定 ※労働協約違反 の指摘も認めず
その他	※賃下げ後の巨額補正予算によ る賃下げ圧縮の可能性は「法的 安定性を書する」と考慮せず	※賃下げによる教育研究活動 の阻害や社会的影響の指摘も 「過大視できない」として却下	※法人側主張 (黙示の同意、 代償措置の実施、国の要請の 強制性等) は全て認められず	※2013 年 3 月の退職金切り 下げへの訴訟も、ほぼ同趣 旨の理由を挙げて請求棄却
〈全大教まとめ(2015.10)〉				

面

面

◆論壇「安保法制のたたかし と今後の展望」 京都大学教授 高山佳奈子氏

◆ Activity- 病院協議会から